0

負担を軽減

ります。

>手続きに必要なもの

玉

印かん

民健康保険証、 給資格者証、

雇用保険受

他

の失業者の保険料

减

免

療

高

額

療養

費

額

が変

更

に高額療養費負担限度額等

により、

国保の資格を喪失

した時点で軽減は終了とな

平成30年7月までの高額療 保険料と離職月の翌月から る月から平成29年度までの

養費負担限度額等

他の健康保険への加入等

わた ②雇用保険の「特定受給資 ①離職時点5歲未満 ▽対象 り失業した国民健康保険 職者」と認定されている。 いずれも満たす人。 軽減します。軽減を受ける なして保険料を算定し、ま ▽軽減方法 失業者の前年 と離職理由コード(下の表) 記載されている離職年月日 格者」または「特定理由離 給与所得を実際の3割とみ ※雇用保険受給資格者証に (国保)加入者の保険料を 云社の倒産や解雇等によ 自発的失業者 1 届け出が必要です。 次の①②の要件を 康保険料等

の保険料軽減

す。 失業者本人以外の国保加入 ます。 者の給与所得は対象外で の所得区分の再判定を行い ※給与所得以外の所得や、

■ 要件となる離職理由と離職理由コード番号

した人…離職日翌日の属す

ら29年3月30日までに失業

平成28年3月31日か

属する月から翌年度末の

▽軽減期間

離職日翌日の

| 離職理由 | 離職理由 |
|------|---|
| 11 | 解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く) |
| 12 | 天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 |
| 21 | 雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合) |
| 22 | 雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示あ りの場合) |
| 23 | 契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし) |
| 31 | 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己 都合退職、退職勧奨 |
| 32 | 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職 |
| 33 | やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者 期間が12カ月以上の場合) |
| 34 | やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合) |

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている

国保加入者が、

ン要件 の直近3カ月の収入が生活 >減免期間 により最大6カ月)

の要件に該当すれば一部負金が高額となる場合、一定 間3カ月以内(医師の意見 担金を減免します。 ①国保加入者全員 原則として年

で1カ月に支払う一部負担 医療機関 内②その他、 を加算した額の1・1倍以 帯の医療費自己負担限度額 民健康保険証、 ▽手続きに必要なもの めた場合 保護基準額の1・1倍に世 状況等を証明できる書類、 明書など加入者全員の収入 特に必要と認 給与支払証

部負 担 金 0 滅免等 民健康保険証、 ▽手続きに必要なもの 割額を3割減免します。 険料について、所得割の月 その受給期間に相当する保 雇用保険を受給する場合、 退職による国保加入者が 雇用保険受

入者も減免の対象となる場 得が著しく減少する国保加 国保医療課までお問い合わ 合があります。詳しくは、 給資格者証、印かん ※失業等により前年より所

◆問い合わせ 国保医療課

■ 平成29年8月診療分以降の 自己負担限度額表〈住民税課税世帯分〉

| | 外来(個人単位) | 外来+入院 同一世帯の 老人医療受給者で合算 |
|------|------------------------------------|--|
| 現役並み | 57,600円 | 80,100円+1% (※1) (多数回(※2)) (44,400円 |
| 一 般 | 14,000円 (年間上限(※3)) (144,000円 | 57,600円 (多数回(※2)) (44,400円 |

※1総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。 ※2多数回:直近12カ月以内に「外来+入院」での老人医療の 高額療養費支給実績が3回以上ある場合には4回目以降の 限度額は44,400円になります。

※3年間上限:老人医療の高額療養費支給後の自己負担額が、 (毎年8月1日~翌年7月31日)で144,000円を超え た場合、その超えた額を支給します。

られた上限額を超えた額を が高額になった場合、 の年間上限が定められまし は個人または世帯の所得に 払い戻す制度です。上限額 心じて決まります。 に属する人は、新たに外来 限新設に係る影響はありません。人。3割負担の人、住民税非課税世※一般区分…医療費が2割負担で、 外来の年間上限を新設 平成29年8月から平成30 さらに、 一般区分(※)

給総額を除く)が4万4千 割負担で支払った外来分の 医療費総額 年7月までの1年間に、 帯の人は、年間上住民税課税世帯の (高額療養費支

の上、 円を超えた額について払い るもの・受給者証をお持ち 戻すことができます。 印かん・口座番号のわか 窓口で申請してくだ

細書」を作成すれば領収書 申告で医療費控除を受けら の提出は不要となりますの れる場合、 管してください。 必ず領収書を手元に保 平成29年分の 「医療費等の明 確定

柔道整復師の施術を受けるとき

ひと月に支払った医療費

決め

課税世帯の高額療養費の上

医療を受給している住民税

平成29年8月から、老人

限額が変更になりました。

高額療養費とは

整骨院や接骨院などの柔道整 復師の施術を受ける人が増えて いますが、病院や診療所と異な り、国民健康保険を使える範囲 が定められています。

9

施術を受けるときは、国民健康保険を「使 えるとき」と「使えないとき」がありますので、 正しく理解し適正に受診してください。

外傷性のねんざ・打撲 (スポーツでのねん) ざ等) ト医師の同意がある場合の骨折・脱臼 ▶応急処置で行う骨折・脱臼の施術(応急手 当て後の施術には医師の同意が必要

単なる(疲労性・慢性的な要因からくる) 肩こり・腰痛・スポーツや仕事による筋肉痛 筋肉疲労 脳疾患後遺症などの慢性病や、 症状の改善がみられない長期の施術 🕨 保険医 療機関(病院・診療所など)で同じ負傷等の 治療中のもの〉労災保険が適用となる仕事中 や通勤途上での負傷

医療費の適正化にご協力ください

医療費は国民健康保険に加入されている人 の保険料などでまかなわれています。柔道整 復師に保険の使える範囲を相談し、適切に受 診することで医療費適正化につながります。 医療費の適正な支出のため皆さまのご理解と ご協力をお願いいたします。

(平成29年度「児童虐待防止推進月間」標語)

依然として増加しています。特に子「て緊張していたり、避けようとした どもの生命が奪われるなどの重大なりする▶家に帰りたがらない▶最 事件も後を絶たず、児童虐待問題は「近、姿をみかけないなど 社会全体で解決すべき問題です。厚 生労働省では毎年11月を「児童虐待 防止推進月間」と定め、集中的な広 報・啓発活動を実施しています。

SOSのサインって

次のようなサインを見つけたら、 ためらわず連絡・相談してくださ

▶不自然な傷や 打撲のあとがある▶衣類がいつも汚

児童虐待に関する相談対応件数は「れている▶表情が乏しい▶親に対し

▶地域や親族と 交流がなく、孤立している▶家族や 親の姿を見かけることがない▶子ど もを置いたまま、よく外出している ▶子どもの養育に関して拒否的、無 関心▶育児で悩んでいたり、不安に なったりしている▶イライラして、 子どもをたたいたり怒鳴ったりして いるなど

卓待かも▶▶ すぐお電話を

虐待かもと思ったら、すぐにお電話を ください(連絡は匿名で行うことも可能 です。連絡者や連絡内容に関する秘密は

守られます)。お住まいの地域の児童相談所につながります。 ※一部のIP電話からはつながりません。通話料がかかります。

●児童虐待予防のための講演会「家族のチカラ~家族を理解する~」

カウンセラーとして、30年間で1000家族以上の 面談をしてきた講師から、子育てや親子の問題で 迷ったり壁にぶつかったりした時の、次の一歩を 踏み出すヒントや勇気を学びませんか?

日 時 11月24日(金)午後3時~5時

(開場は午後2時45分~)※参加費無料。

場 所 文化センター3階第3会議室

講 師 団 士郎さん(立命館大学大学院教授)

◆問い合わせ 子育て支援課 家庭児童相談室

